

第40回 地方分権改革有識者会議  
第105回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：令和2年2月19日（水）10：00～12：05

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、  
小早川光郎議員、坂口博文議員、勢一智子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、  
大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕北村誠吾内閣府特命担当大臣、大塚拓内閣府副大臣、田和宏内閣府審議官、  
宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、  
須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）令和元年の地方からの提案等に関する対応方針等について
  - （2）地方分権改革の今後の方向性について
  - （3）令和2年の提案募集方式の実施について
- 

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから「第40回地方分権改革有識者会議・第105回提案募集検討専門部会 合同会議」を開催したいと存じます。

委員の皆様方には、これは今年初めての会議でございますので、本来は新年の御挨拶を申し上げなければいけないのかもしれませんが、大変年度初めといたしますか、もう終わりの様々なお仕事がたくさん詰まっているところに加えて、私どもは不幸にも未知の病に襲われておりますので、その対応等々でもって大変お忙しい中を御参集くださいまして、本当にありがとうございました。

本日は、公務御多用中の折にもかかわらず、北村大臣、さらにまた大塚副大臣の御臨席を仰いでおります。会議の開催に際して北村大臣からお言葉を頂戴しますが、その際、カメラが入室いたしますので、この件につきましても御承知おきいただければと思います。

さらに、委員の出欠状況を御報告申し上げますと、有識者会議の谷口議員、提案募集検討専門部会の野村構成員、さらに山本構成員は所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

それでは、先ほども申し上げましたけれども、会議の開催に先立ちまして、北村大臣から御挨拶を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（カメラ入室）

（北村内閣府特命担当大臣） 皆様、おはようございます。一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

前回の合同会議、すなわち昨年11月12日で御了承いただきました対応方針につきましては、昨年12月23日に地方分権改革推進本部及び閣議において決定し、地方創生や子ども・子育て支援をはじめとする地方の現場の支障に基づく提案に対し、きめ細かくその実現を図ることができました。これに基づきまして、第10次地方分権一括法案を今国会に提出いたす予定でございます。この地方分権一括法案の早期成立を含め、早急に制度改革及び運用見直しがなされるよう、引き続き尽力してまいります。

提案募集方式は平成26年に導入がなされ、これまで多くの成果を上げてまいりましたが、一方で、課題なども見えてきたようでございます。

本日は、まず令和元年の地方からの提案等に関する対応方針などについて御説明をさせていただきます。地方分権改革の今後の方向性及び令和2年の提案募集の実施について御議論をいただきたいと考えておるところでございます。

本日の御議論を踏まえ、引き続き強力に地方分権改革を推進してまいりますので、どうぞ活発な御議論をお願い申し上げる次第でございます。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、大変恐縮でございますが、ここでカメラの皆様方には御退室をお願いいたします。御協力をいただければ幸いに存じます。

(カメラ退室)

(神野座長) それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に配付資料の確認をさせていただきます。お手元を御確認いただければと思います。

まず初めに、本日の議事次第がございます。

その後、配付資料の一覧がついてございます。

続いて、座席図と地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会の名簿がございます。

それからが本体資料になりますが、資料1が「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」でございます。資料1-1が概要、1-2が対応方針の本体となっておりますので、御確認いただければと思います。

さらに資料2が第10次地方分権一括法案の概要でございます。資料3が平成26年から30年の対応方針のフォローアップの状況の資料でございます。

資料4が提案募集方式により改正された制度の状況の調査でございます。資料4-1が地方分権改革推進室の調査、資料4-2が総務省行政評価局による調査でございます。

資料5が「地方分権改革の今後の方向性について」、もちろん案がついてございます。

資料6が「令和2年の提案募集における対応について」、これも案でございます。

資料7が「令和2年の提案募集の実施について」、これも案でございます。

資料8が平井議員からの提出資料、資料9が三木議員からの提出資料となっております。

ます。

参考資料がございまして、参考資料1が「令和元年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした提案の措置状況」、参考資料2が「提案募集方式の更なるすそ野拡大に向けた地方支援方策」でございます。御確認いただければと思います。

不足がございましたらお申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第を御参照いただければ幸いです。本日、議事を3つ用意してございます。議事の1、大臣からお話ございましたように令和元年の地方からの提案等に関する対応方針等について、昨年の結果ということになります。これについて御審議をいただく。議題の2、3が、この会議がいわばこれからの新しい年に向けての再出発になりますので、地方分権改革の今後の方向性について、方向性の御議論を頂戴した上で、今年の令和2年の提案募集方式の実施について3番目に御議論を頂戴することになっておりますので、まずこれを御確認いただければと存じます。

その上で、第1の議題に入りたいと思いますので、事務局から資料1-1から資料4-2及び参考資料1について一括して御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

(菅原次長) それでは、事務局から説明をさせていただきます。

まず、前回の会議で御了承いただきました「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」につきましては、資料1-1、1-2のとおり、昨年12月23日に地方分権改革推進本部と閣議でそれぞれ決定しておりますことを御報告いたします。

なお、この対応方針につきましては、全国知事会、全国市長会、全国町村会より、地方分権改革の歩みを着実に進めるものとして評価するとのコメントをいただいておりますことを併せて御報告をいたします。

次に、この対応方針に基づきまして、資料2のとおり、第10次地方分権一括法案を今国会に提出すべく、現在最終調整を進めているところでございます。

本法案では、改正内容Aのところでございますけれども、軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲する軌道法の改正、それから、改正内容Bの下から4つ目でございますけれども、生活保護返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能とする生活保護法の改正、そこからさらに2つ下でございますけれども、町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意を廃止する都市計画法の改正など、10法律13事項の改正を予定してございまして、3月上旬の国会提出を目指して作業を進めているところでございます。

このため、国会提出までの間は、この資料につきましては取扱注意ということでお願いをいたします。

資料3でございますけれども、これはこれまでの対応方針のフォローアップの状況を昨年の12月31日現在でまとめたものでございます。これまでの対応方針において、令和

元年または元年度中に結論を得ることとされていたもののうち、まだ結論が得られていなかったものが20事項ございます。また、過去の対応方針において、令和2年以降に結論を得るとされていたもののうち、期限到来前ではありますけれども、今般結論を得られたものが3事項ございます。

時間の関係上、一つ一つの説明は省略させていただきますけれども、幾つか例を申し上げますと、5ページを御覧ください。真ん中の「29年対応方針の内容」の欄の2つ目のポツのところでございますけれども、市町村が保育所等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務の在り方については、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるということとされておりました。右側の「現在の対応状況の概要」の欄でございますけれども、子ども・子育て会議における検討の結果、幼児教育・保育の無償化により、市町村による強制徴収の対象を拡大する意義は薄くなっているとされたことから、見直しは行わないということとされたものでございます。

このように検討した結果、措置を講じないこととされたものが子ども・子育て支援法の関係を中心に6事項ございます。

7ページを御覧ください。左側の「29年対応方針の内容」の欄の下の部分でございますけれども、認定こども園における障害児支援に係る補助事業に関し、補助事業の一本化を含めた制度の在り方について、先ほどと同様5年後見直しの中で検討するということとされておりましたが、右側の一番下の部分でございますけれども、子ども・子育て会議において検討の結果、令和3年度から学校法人立認定こども園の3歳から5歳児については、一律私学助成の補助対象とするよう、要件を改正予定とされております。

このように検討した結果、措置を講ずることとしたものが4事項ございます。

10ページを御覧ください。同じく「29年対応方針の内容」でございますけれども、地方独立行政法人の業務範囲については、地方公共団体からの要望の具体的な内容が確認された場合に、文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とすることについて検討することとされておりましたが、右側の2段落目でございますけれども、都道府県と市町村との検討会の中で、まずは文化施設等の共同利用から開始し、段階的に共同管理・運営を検討していくこととしたため、当初想定していた地方独立行政法人による施設の管理・運営が当面見込まれなくなったことから、今後改めて具体的な支障が生じた際に、再度提案を受け付けることとしたものでございます。

このように、再度提案を受け付けた際に検討することとしたものが2事項ございます。

その余の11事項につきましては、いまだ検討中でございますので、結論が得られた段階で会議に報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料4-1でございますけれども、昨年度、当室で実施しました提案募集方式により改正された制度等の地方公共団体における活用状況調査について簡単にまとめたものでございます。

「Ⅰ 調査の趣旨」にありますように、提案募集方式の導入から5年を経過したことから提案募集方式により見直された制度が、各地方公共団体で活用されているか定量的に把握するため、「Ⅱ 調査機関・調査対象」にありますように、平成30年11月から12月にかけて、全都道府県・市区町村を対象に調査したものでございます。

裏面を御覧いただければ、調査結果の概要を載せてございます。それぞれグラフがございすけれども、そのグラフの右側に「全国」というところがございます。これが見直された制度を活用している市区町村の割合をお示したものでございます。

具体的に申し上げますと、事例①の保育士定数の算入対象を准看護師まで拡大した見直しにつきましては、保育士定数に准看護師を算入している事業所がある市区町村の割合は21.4%、事例②のひとり親への高等職業訓練促進給付金の支給対象期間、これを2年から3年に拡大しました見直しにつきましては、2年を超える支給を行ったことがある市区町村の割合は52.8%、事例③の健康保険の被保険者資格喪失後の療養費の保険者間調整の導入につきましては、保険者間調整を行っている保険者たる市区町村は69.6%、事例④の学校医を医師個人だけでなく医療機関へ委託することが可能であることの明確化につきましては、医療機関に委託している公立学校がある市区町村の割合は9.0%、事例⑤の工場立地法における緑地面積率等の準則制定権の町村への移譲につきましては、国の基準よりも緩和した地域準則を定めている町村の割合は15.7%となっております。

また、それぞれのグラフの左側に「最高」と真ん中に「最低」というものがございすけれども、これは都道府県別に見た場合に活用している市区町村の割合が最高の都道府県と最低の都道府県の率を示したものでございまして、地域によって活用度合いに大きく差があることが見てとれるかと思えます。

このような定量的な調査結果を踏まえまして、市町村の現場における制度の運用状況をケーススタディ的に把握するために、総務省行政評価局に依頼をいたしまして、幾つかの市についてヒアリング調査をしていただいたものが資料4-2でございます。

内容の説明は省略させていただきますけれども、例えば活用に当たって独自の取組を行っている自治体の例であるとか、活用していない自治体においてどう対応しているのかとか、制度の見直しでどのような効果があったのかなどについて端的にまとめていただいております。

これらの調査結果につきましては、地方公共団体にフィードバックすることによって見直された制度の活用を促すとともに、今後、関係府省から制度改革の周知を適切に行っていただくことや、地方分権改革の成果として発信する際に役立てていきたいと考えております。

なお、本年度につきましても、別の改正事項を対象とした調査を当室と総務省行政評価局で実施をしているところでございまして、こちらにつきましても調査結果がまとまった段階でまた会議に御報告したいと考えております。

最後に参考資料1でございますけれども、令和元年の提案のうち、関係府省における予算編成過程での検討を求めることとした提案18件に対する措置状況でございます。適宜御参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

昨年の対応方針等に関わることにつきまして御説明していただき、かつ、調査結果等々についても御説明を頂戴いたしました。

ただいいただきました資料に基づいての御説明に対して、御質問あるいは御意見がございましたら承っておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

平井議員、どうぞ。

(平井議員) 本日は北村大臣、大塚副大臣、そして、神野座長をはじめ、皆様の大変な御尽力、御協力をいただきまして進めていただきますことに感謝申し上げたいと思いますし、89.9%の実現率ということで、今シーズンもかなり成績もよかったのではないかと、こういうようなお話でございまして、まずは感謝を申し上げたいと思います。

その上で、この後もまた今後の進め方についての議論もあるかと思いますが、それでも例えば児童福祉のことですとか、残された課題はまだありますし、今回のさばきの中でも子育ての会議の中でこう結論づけたということで終わっているものもあるわけがありますが、それぞれの団体にはそれぞれの事情があるわけでありまして、そうしたところを配慮していくのが地方分権の本来の在り方ではないかと思えます。それぞれの団体によって、例えば保育士の数がどうだとか、あるいは看護に当たる人の数がどうだとか、介護の数がどうだとか、地域によっては十分な面積が取れる地域もあれば、そうでない都会のど真ん中みたいなのところもある。それを全国一律でやるのがいいのかどうかということで、そうしたルールづくりが問われるのがこの分権だと思います。

先ほど、資料4の中で、菅原次長からお話でございましたけれども、実施しているところもあればあまり活用されていない例もある、全国でいうとパーセントが低いというようなことではあるのですけれども、それはある意味、当たり前でありまして、例えば先ほどの准看護師を保育士扱いしていいかどうかというようなことであれば、保育士の数が足りているところは必要性を感じていないわけですね。ただ、その中で別の人材が必要だと。例えば大都會で、預からなければいけない子供の数がどんどん増えてくる、そういう中で保育士の人集めに苦労している、そのために保育所が開けなくなる、こんなことにならないように、人材については融通を利かせましょうということなどが背景にあるわけでございます。それを全国津々浦々、北海道から沖縄まで同じ状況かということ、そうではないということです。

ただ、こうしたところに風穴を空けていく、地方独自のルールを認めていくということではなければ、それは結局保育所不足ということを生み出してしまっ、保育を受けられない親御さんたちが大量に発生してしまうことになるわけです。ですから、その辺を

ぜひ見誤らないようにしていただければありがたいなと思いますし、従うべき基準など、まだまだ切り込んでいくべきではないかと考えておりますので、そうした地方の実情についても御理解をいただければと思います。

「風やみぬ つぼみもつ梅 もたぬ梅」と。東京で育った久保田万太郎さんの句でございます。たくさん梅の花が咲くいいシーズンになってまいりましたがけれども、梅の木によってはつぼみを持つものもあれば、つぼみを持たないものもある。ただ、それぞれ全ていずれは満開になるわけでございますので、そういうものそれぞれに応じた手当てが必要だということで、地方分権をぜひ御理解いただければと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

貴重な御指摘を頂戴いたしまして、感謝を申し上げます。

ほか、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、ここで北村大臣は御公務のため御退室をされるということでございます。

お忙しい中を御臨席いただきまして、本当にありがとうございました。

(北村内閣府特命担当大臣) 中座させていただきますが、どうぞよろしく願います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

(北村内閣府特命担当大臣退室)

(神野座長) それでは、冒頭にお話をいたしましたように、本日から再出発するに当たって議事2ですね。地方分権改革の今後の方向性について御審議をいただければと思います。

事務局から資料5について御説明をいただければと思います。よろしく願います。

(宮地次長) それでは、資料5につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料5の1ページでございますけれども、最初の四角では、地方分権改革は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するため、住民に身近な行政は、住民に身近な地方公共団体が自主的かつ総合的に担い、地域の諸課題に対応できるようにする改革であるということ。そして、平成26年からは、このような中で提案募集方式を導入し、これにより地方の自主性・自立性が高まり、個性を生かした自立した地方の実現や住民サービスの向上に相応の成果を上げてきていると考えられると記載をさせていただいております。

その次でございますけれども、我が国では、2008年に始まった人口減少が今後加速度的に進んでいき、その様態は地域によって大きく異なるものと考えられること。東京への一極集中については歯止めがかかっていない状況で、地域社会を支えてきたコミュニティの活力の低下も見られるということに記載させていただいております。

また、Society5.0の到来など、新技術の進展、人々の働き方や生き方の変化・多様化が進んでいる。

2 ページをお願いしたいと思いますけれども、これらの変化によりまして、現在までに形成されてきた行政サービスの内容や提供方法は制度疲労により立ち行かなくなるなど、これまでになかった課題が顕在化することが見込まれること。

また、その現れ方としては、地域ごとに大きく異なることが予想されるということを記載させていただいております。

3 目目でございますけれども、住民に身近で、地域課題に総合的に対応する地方公共団体の役割は今後ますます重要となる。それぞれの置かれている状況を踏まえまして、新たな発想も取り入れながら、地域の実情に応じた解決策を実行していく必要があるということでございます。

地方分権は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものであるということでありまして、地方公共団体の自由度を高める地方分権改革を一層推進する必要がある。併せまして、新技術を活用しながら効率的に行政サービスを提供することも求められている。

こうしたことから、引き続き「提案募集方式」による地方分権改革を推進するとともに、これまでの分権提案の蓄積を振り返り、その成果・課題を整理し、取りまとめ、その取りまとめた結果及び地方公共団体を取り巻く情勢を踏まえまして、今後の分権改革を進めるに当たっての「視点」を整理し、反映させていきたいというものでございます。

次の3 ページ以降は、11月の本会議におきまして御提示し、御説明させていただいた内容でありますので、詳細は省略させていただきますが、まずは「2 提案募集方式の成果等」ということで、(1) は分野別の成果を、医療分野をはじめ各分野ごとに記載をさせていただいているところでございます。

9 ページをお願いしたいと思います。9 ページからは分野横断的な成果として、権限移譲、規制緩和、10ページの業務効率化等につきまして、簡単にまとめさせていただいております。

11ページにつきましては、これまでの提案の傾向ということで、人材不足等、ストックの集約化・有効活用等、ICT技術等新技術の展開への対応ということで、大きく3つに分けて提案の傾向を整理させていただいているところでございます。

続きまして、12ページをお願いしたいと思います。ここからは先般の会議から付け加えさせていただいた部分でございます。(1) から(3) のとおり「提案募集方式」の成果が挙がってきている一方で、本方式に関しては以下のような課題が考えられるということによって3つ書かせていただいております。

1 点目でございますけれども、「提案募集方式」の充実のための取組として、提案の裾野の拡大、提案の熟度の向上及び提案の迅速な実現のための取組等について推進していく必要がある。

2 点目でございますけれども、住民自治の観点から、住民を巻き込んだ形での提案をより推進するとともに、成果を住民へ還元するための取組等について推進していく必要

がある。

3点目でございますけれども、「提案募集方式」におきましては、具体的な支障に基づく提案に一つ一つ対応しているところではありますが、一方で、提案と同趣旨の課題がある類似の制度や関連する制度等につきましても併せて検討を行うことも必要ではないかとの御指摘がなされております。現行の「提案募集方式」を補完するものとして、こうした観点からも検討を行う必要があるという形で整理をさせていただいたところでございます。

13ページをお願いしたいと思います。「3 地方分権改革を進めるに当たっての『視点』」を整理させていただいたところであります。

これまでの分権改革によりまして、広く各行政分野にわたり制度改正や運用改善が行われてきたところではありますが、2の項で記載したとおり、地方からの提案等が多く、いまだ課題が多いと考えられる事項もございます。また、人口構造の変化などによりまして、今後、これまでになかった課題が顕在化することが見込まれており、これらの課題に対応していくために、2つの点が重要であると考えております。

一つは、地域の実情に応じた持続可能な行政サービスの提供が可能となるよう、行政サービスの提供方法の柔軟化を図っていくこととあります。例えば、国が定める全国一律の基準を見直すことや限られた経営資源や知見等を共有して課題に対応するために多様な主体と連携すること、新技術を行政サービスの提供に活用していくことなどが挙げられると思います。

もう一点は、これまでも事務負担や住民負担の軽減等の観点からの提案が多く寄せられておりますけれども、今後多様化する課題に対し、地方公共団体は限られた職員で対応しなければならないことから、より一層業務の効率化を図ることと考えております。本来、地方公共団体において提供すべき行政サービスに支障を来さないよう、新技術による効率的な業務プロセスの実現や不要な事務負担、住民負担を一層削減していく必要があるということでございます。

次の14ページをお願いしたいと思います。これらを踏まえた上で、次ページ以降のような従前から提案が多い事項、それから、今後重要な観点となり得る事柄に留意しながら、各行政分野における取組及び分野横断的な取組を進めていくことが必要と考えております。

その際には、地域の実情に応じた対応ができるよう、「補完性・近接性」の原理によることを基本としながら、上記の視点に照らした取組が効果的なものとなるよう、市町村への支援や補完等を行う国や都道府県の役割の在り方についても検討することが必要ではないかと考えているところでございます。

15ページをお願いしたいと思います。まずは(1)といたしまして、従前から提案が多い事項につきまして整理をさせていただいております。

2段落目でございますけれども、「従うべき基準」につきましては、これまでも福祉

分野を中心に、社会情勢の変化や地域の実情に対応できないものとして、地方六団体をはじめ、見直しに関する多くの提案が寄せられてきているところがございます。

次の段落でございますけれども、「従うべき基準」によりまして、面積要件であるとか資格要件、人数要件などを満たさず、地域によっては、サービス提供自体が困難なことということもございます。

今後、人口減少が進む中で、それぞれの地域が置かれる状況や課題は多様であることから、地方公共団体が持続可能な行政サービスの提供を行うためには、地域の実情に応じて自らの判断により創意工夫を行いながら地域住民のニーズに応じたサービス提供ができるよう、「従うべき基準」は、真に必要なものに限るべきであり、地方の実情に即した対応ができるよう参酌基準化や実態に合った見直しを行っていく必要があると考えております。

16ページをお願いしたいと思います。これは国が新たな法令等の制定によりまして、地方に新たな計画策定を義務付けることが地方公共団体の負担になっているとの御指摘もでございます。地方公共団体に対する新たな義務付け・枠付けは、分権改革推進委員会の累次の勧告等に基づき、必要最小限とするとの考えの下、関係府省において検討するとともに、今後も内閣府等において法令協議等を通じたチェックを行う必要があると考えております。そのため、各府省は、地方自治法に規定する事前情報提供制度を適切に活用すべきである。また、計画策定に当たりましては、計画に求められる内容が盛り込まれていれば、例えば、地方公共団体が策定する1つの計画で法令上の複数の計画を兼ねることも可能でありまして、既存の総合計画等の活用やその一部変更により対応することも考えられるのではないかと考えております。なお、各府省におきましては、計画策定が努力義務とされているものにつきましては、その策定が地方の判断に委ねられていることを十分踏まえた対応が必要であると考えております。

その次の段落でございますけれども、国からの調査・照会業務についてでございます。これにつきましても、地方公共団体における行政サービスの提供に支障が生じているとの指摘がございます。これまでの提案募集におきましても、関連・類似の調査・照会業務の整理に関する提案があったところでありまして、各府省においては、必要性等を吟味しながら、調査・照会の重複の排除や廃止・統合、簡略化、悉皆ではなく抽出による実施など、調査・照会を最小限として、地方公共団体の負担軽減を図るべきであると考えております。

次の17ページをお願いしたいと思います。補助金につきましても、これまで地域の実情に合わないような補助要件や地方公共団体に過度な事務を負わせているものに関する提案が寄せられており、地方からの改善のニーズが強いものがございます。

骨太方針2019におきましても、補助金の自由度の拡大が記載されるなど、政府としても取り組むべき課題とされております。新経済・財政再生計画改革工程表2019におきましても、提案募集について、補助金の要件の緩和、手続の簡素化に係る提案について調

整を実施する旨を記載しているところであります。

補助要件に関しましては、地方公共団体が地域の実情を踏まえながら、創意工夫を生かし、事業を実施できるようにすることが適当。また、地方公共団体や事業者の負担軽減や効果的な事業遂行の観点から、事務手続の簡素化や早期交付等に努めることも重要であると考えております。

続きまして、18ページをお願いしたいと思っております。次は（2）の今後重要な観点となり得るものにつきまして、5項目記載をさせていただいております。

まずはネットワーク化（連携）でございますが、今後、経営資源が縮小し、課題が多様化していく中で、持続可能な行政サービスの提供体制を構築していくためには、個々の地方公共団体を超えた連携、サービスの提供体制を構築することが必要であると考えているところであります。

少し省略させていただきまして、中段、下線部でございますけれども、国・都道府県・市町村間での連携は、これまでの国・地方の役割分担を基本としつつも、課題に対して対応できる主体が柔軟に対応する必要がある。また、地方公共団体や企業、NPO、コミュニティ等の公共私セクターの多様な主体が連携し、ネットワーク型社会を構築することも重要と考えております。

国は、これらの連携に関する各種制度設計等を行う際には、長期的な視点を持って、地域ごとに異なる変化・課題を考慮しながら、創意工夫を発揮しやすく、多様な主体との連携・協力を行いやすいものとする必要があり、地方公共団体は、地域の置かれている状況を踏まえながら、連携・協力に取り組んでいくことが重要ではないかと考えております。

市町村が地域においてネットワーク化（連携）に取り組むに当たりましては、必要に応じ、国や都道府県による制度改正や支援等が期待されるところであります。

次の19ページを御覧いただければと思っております。2項目め、新技術への対応でございます。

新技術への対応は、大別しますと、行政サービスの提供内容や手法に関する活用と、行政手続や行政内部の事務作業等の手続に関する活用の2つの面があると考えております。

前者は、例えばICTを活用した遠隔授業等、あるいは自動運転を活用した公共交通サービス、ドローンやロボットを活用した橋梁等点検などがありまして、人的・地理的な制約の解消やサービス内容の質の向上にもつながるものであると思っております。新技術の活用を図る上で、技術進展に追いついていない制度的制約の解消が課題ではなからうかと考えております。

後者につきましては、行政手続のオンライン化やAI・RPA等の活用による業務改善などを行うものでありまして、住民の利便性向上や手続の迅速化・効率化の観点から推進すべきであり、国の制度により、地方公共団体のオンライン化などに制約があるならば、

必要に応じて制度を見直す必要があると考えているところでございます。

政府では、デジタル・ガバメント推進方針や実行計画を定めるなど、積極的にデジガバを推進しておりまして、骨太方針2019におきましても地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの実現を目指しているところでございます。

続きまして、20ページをお願いしたいと思います。3点目の標準化についてでございます。

2段落目からお願いしたいと思います。これまで情報システムの構築等も含めまして、個々の団体がサービス提供同様それぞれ行ってきたけれども、今後は情報システムや業務プロセスなどを標準化し、効率化を図る必要があると考えております。これによって、限られた資源を真に必要な分野に投入することができるようになるほか、他の地方公共団体との連携も図りやすくなり、住民や民間事業者等の利便性の向上も期待されるところでございます。

なお、「標準化」は、情報システムや情報システムを設定する前提となる業務プロセスの合理化・効率化を図るものであり、行政サービスの水準等のサービス内容や民間を規制する際の基準の内容につきましては、地方公共団体の独自性が発揮できるよう留意する必要があると考えております。

また、標準化に当たりましては、地方公共団体全般に関わるものでありまして、国が進めるデジタル・ガバメントの一環でもありますことから、地方公共団体と連携しながら、国が一定の役割を果たすことが必要であると考えております。

続きまして、21ページをお願いしたいと思います。4項目めのストック等の適正化等についてでございます。

人口減少社会におきまして、財政的な制約もある中、インフラの老朽化に対応した更新等に当たりましては、地域の実情に応じ、長寿命化や集約化・複合化、あるいは広域化等の連携・相互補完を図りながら、効率的・効果的に行う必要があると考えております。また、地域の実情に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組などを地域が主体的に検討していくことが必要でもあります。

また、人口減少により、空地・空家が増加してきており、こうした事柄への対応も必要であると。

既存のストック等は、人口増加を背景とした制度の下でつくられたものが含まれておりまして、現在の人口減少局面におきまして対応していこうとする際に制約となる制度がある可能性がございます。

地方公共団体が地域の実情に応じストック等の適正化などへの対応を行う際の支障とならないよう、また、より効果的な対応ができるよう、地方公共団体の創意工夫が発揮できるような形で必要な制度的な見直しを行うべきではなかろうかと考えております。

続きまして、22ページをお願いしたいと思います。5項目めの住民参加でございます。

地方分権改革の推進は、先ほど申し上げましたように、地域が自らの発想と創意工夫

により問題解決を図るための基盤となるものでありまして、地方公共団体の自由度を高める「団体自治」の拡充のみならず、「住民自治」の機運を高め、「住民自治」の拡充を図ることが重要ではなかろうかと考えております。

今後、行政サービスの提供を持続可能とするためには、各地域の置かれた状況に応じて柔軟に対応する必要があり、住民と情報共有しながら、地域の現状を認識し、将来の在り方を考え、どのようにサービス提供を維持していくかをともに考えていくことが必要だと考えております。そのためには、住民の代表機関である地方議会の役割がますます重要となるとともに、住民の政策形成過程への参画を一層推進していく必要があると思っております。

行政サービスの提供も、行政だけではなくて、地域の実情に応じまして、公共私が多様な主体が連携・協働して役割分担をしながら行っていく必要があります。住民は単なる行政サービスの受益者にとどまることなく、地方公共団体の政策形成に参画し、協働する主体であることが引き続き期待されております。そのためには、地域運営組織等のコミュニティ活動の活性化も重要ではなかろうかと考えております。

今後の改革の推進に当たりまして、住民自らが主体的に要望や意見を示す姿勢が望まれておりまして、そのことが地方公共団体の提案の基礎となり、その提案が制度改正等に結びつくことによりまして、さらに豊かな住民生活につながっていくという好循環が生み出されていくことが期待されるものであります。

最後の23ページでございますが、「4 今後の進め方」ということでございますけれども、この検討した「視点」を今後の改革に反映させていくこと。

提案募集につきましては、従前どおりの提案募集は引き続き行いながら、類似する制度改正などを一括して検討するため、重点的に募集するテーマを設定して取組を行っていかうということが必要ではないかと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

私どもが進めてまいりました地方分権改革のこれまでの経緯について省察をしていきながら、今後どのような方向で進めていくべきかということに関して、私どもがこれから進めるに当たって共有すべき認識を、責任は全部私にあります。私の責任の下に、委員の皆様方から機会のあるごとに頂戴してまいりました御意見を素材にしながら、事務局でまとめていただいたわけでございます。事務局の御努力には敬意を表する次第でございます。

ということで、まとめていただいたこの方向性について御議論を頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。

もしもあれでしたら、平井議員からは資料を提出していただいておりますので、口火を切っていただければと思います。

(平井議員) ありがとうございます。

非常に私どもでも問題提起をさせていただいたことを、神野座長、また、副大臣をはじめ皆様のほうで受け止めていただきまして、このように方向性を出していただけたことを、まずは評価をさせていただきたいと思います。

その上で、資料8を今日提出させていただいております。細かい字で恐縮でございますが、全国知事会で話し合いをさせてきていただいたことを取りまとめをさせていただいておりますので、今後ぜひ盛り込んでいただければと思います。

基本的に宮地次長のお話を伺っていましたが、そう大きな違和感があるわけではございません。ただ、重点の置きどころ、視点、進め方につきまして、いろいろと御配慮もいただければありがたいかと思っております。

まず、今日いろいろと御指摘いただいた中で、例えば新技術への対応、それから、住民自治といいますか、住民参画ということ等々の重点的なテーマについてお話がありました。これはこれで進めればよいと思うのですけれども、やはりいろいろな規制分野があって、それをほどこしていくことがまだ課題として残っているのではないかと思います。

今日は三木須坂市長もお見えでございますけれども、去年は台風19号という大きな災害がございまして、果樹園であるとか、あるいは公共土木施設であるとか、多大な被害を長野県の皆さんが受けられ、須坂市もそういう意味で苦労されて、今日ここにきておられるわけでありまして。

我々の仲間の長野県の阿部知事もよく主張されておりますのが、例えば災害復旧だとか、そういうようなこと。様々な補助制度などがあって、速やかにいろいろなことを投入して、例えば住民生活の復旧・復興とか、土木施設等も含めたインフラの再整備等も含めて、補助制度の使い方や、例えば災害救助法に基づくものも大分緩和されてきているし、今回一部損壊なども対象経費として認められるようになったということもあります。それでも、あれに使ってはいいい、これに使ってはいけないというのは結構いろいろとあって、同じお金を国が出そうというのであれば、すっきりそこはやればよいのではないだろうか。例えば、具体的な使い方については、地方でもできるものがあるのではないかと思います。

例えば、よくアメリカのFEMAのお話が出ますが、ああいうところではブロックグラント、包括的な補助金という形で、ぽんと地方にお金を渡して、あとはそこで一生懸命いろいろな工夫をして、そこに最適な分配をしていくというようなことでやるわけでありまして。やはり、そうした視点の転換が根本的に必要なのではないかと思います。それが災害列島を克服していくこととなりますし、今、少子高齢化、人口減少で悩んでいる地方の実情にも配慮することにもなるだろうと思っております。そういう意味で、この1番のほうに幾つか書いてありますが、介護とか子育て、こうしたところのテーマ設定を考えていただき、従うべき基準を外していく、あるいは自治立法を広範に認めていく、そのように発想の転換を図ったらいかがかなということでありまして。

例えば、病児・病後児保育ということがございまして、これは絶対数が不足している

のです。不足している中で、この間も非常に象徴的なことがありましたが、関東で病児保育を受け入れているところがやめたということで大きなニュースになりました。何でああいうことが起こるかという、非常に規制が厳しいのです。例えば看護師は10人に1人置かなくてははいけない。保育士は3人に1人置かなくてははいけない。そうすると、それだけ人件費がかかるわけでありますが、今は例えば新型コロナで大変なことになっていますけれども、インフルエンザとか、そういう流行性の病気が生じたようなときは一気に来ますが、それ以外のときは保育士や看護師をクビにしろというのかということですね。そういうことはできないわけですね。ただ、そこにいろいろと規制があるものですから、実情に合わないということで、かなりモデル的な施設ですら経営ができなくなってしまうということがあります。

まして、そういう人材不足に悩んでいる地方においては、病児・病後児保育というのは中山間地ではできないのかということにもなってしまうわけですね。我々はやるのです。例えば幾つかの市町村がまとまって、ここでまとめてやりましょうとか、鳥取県でもいろいろ工夫はするのですけれども、ただ、それが完全に3人に1人保育士を確保できるかとか、それを越えた途端にもうあとの子供は断らなくてははいけないかとか、この辺はそこまで決めなくていいのではないのかということであるわけですね。

こういうことはほかにもいろいろとあるわけでありまして、小規模の高齢者の施設があります。小規模多機能の施設などでも、入所する人と通所する人それぞれに枠をつくった基準を厚労省のほうで定めているのです。ですが、大体想像に難くないと思うのですけれども、入所的な割と重い方が入ってこられると、それを面倒見なくてははいけなくなります。そうすると、本来施設から在宅へと言っているのですけれども、在宅のほうのサービスに適用するような小規模多機能の施設みたいところが、在宅に必要な通所施設としての機能を果たしにくくなるわけですね。だから、こういうものはもっと基準を和らげていただいて、さらには今、住民参加の話がありましたが、我々もそうですけれども、地域の人たちが互いに助け合うような形で、事実上、小規模多機能的なことをやっていくわけです。そこに資格がどうだとか、こういう施設がなくてははいけないよとかとやっているよりも、みんなで助け合って、認知症予防にもなるしやってみようという、高齢者が高齢者を助けるようなタイプのことも推奨されてもいいはずなのですが、これが全てががんじがらめに制度が固まっています、自由にできないのですね。結局工夫の余地がないものですから、こうした介護とか子育てが政策的にも進化しにくいということですね。

その辺はやはり大胆に、当初、従うべき基準という一つの領域をつくることを許容したのですけれども、例えば介護だとか、子育てだとかでは、原則、もう地域に委ねると。私は首長としてはっきり申し上げますが、有権者に対して責任を持っていますので、命に関わるようなことは決してやりません。任せてもらえれば、任せてもらった範囲内で上手にあんばいしてやっていくということは考えるわけでございます。まずはそこに信

頼を置いた上で、それでも最低限のことであれば、従うべき基準として省令でちょこちょこっと書くのではなくて、法律で堂々と書けばいいではないですか。我々も条例で堂々と書きますから。そういうことで、やはり立法という在り方にも踏み込んでいく必要があるのかなという議論が、先ほどの長野県知事などからかなり強烈に出るようになってきました。ぜひそういう意味で、重点的な分野、思い切って考えていただければありがたいかと思えます。

また、こうしたテーマ設定等でも住民や地域の状況を配慮してもらいたいというのが2番目であります。

また、補助金関係とかデジタル化関係、これも単なる手続論にとどまらないように、中身に入っていける、そうした今後の展開をぜひお願いをしたいということでもあります。

2番のほうは、地方分権改革に向けた新たな手法ということでもありますけれども、先ほどもちょっとお話がございましたが、重点分野を示して包括的という趣旨だと思います。そういう意味でこの有識者会議で、せつかくこういう集まりもありますので、我々のほうでイニシアチブを取ってこの領域はまとめて、この関連の事業もこんなものがあるなど、こんな補助金もあるなどということを少しまとめながら踏み込んでいって、包括的に変えていく手法があり得ないだろうかというのが1つ目の丸です。

また、2つ目の丸でありますけれども、これは神野座長からもちよっと踏み込み過ぎると危険もあるというお話ではあるのですが、税財政制度等、やはり分権と切っても切れないことについても何らかの形で議論を継続、展開していただきたいなということ。あとは、先ほど申しました従うべき基準のこと。また、国・地方の意見調整の場。今も国・地方協議ができましたし、これはここ10年で進化した部分だとは思いますが、私は副大臣レベルとか政務官レベルでもいいと思うのですが、首長なども入れた協議の場をもっとつくったらどうかと思うのです。

実は今、地域医療では地方病院をどうするかという大津波が来まして、9月頃から大騒ぎをして、今、収束させつつ、次の展開へと動き始めたのですが、やはり国・地方間で協議をすることでそこが正常化されていく、議論が適正化されていくということがあります。私も議論に参加していますが、やはり政府側でも地域の実情に対する理解も深めていただくことで大分方向性も変わってきていると思います。現実可能な社会保障改革をやるということはみんな一致できるわけありますので、あとは手法の問題だと思うのです。国と地方では見ている視点が違ったり、背負っているものもそれぞれ違いはあるわけありますが、私は目指すべきベクトルは国家の発展であり、地域における住民の福祉であり、そこに変わりはありませんので、そうした意見調整の場をつくるべきではないかと。特に立法前調整ですね。法案をつくる前の調整がもっとなされるではないかという議論が、今、知事会の中でも強まっております。

最後に、例えば関西広域連合のようなところをテーマに取って、「地方分権改革特区」ということを包括的に考えてはどうだろうか。そういう形で一国二制度的なことを、最

近は下火になっていますが、もう一度掘り起こしてみたらどうかと、こういうことでございませう。

ぜひ、それぞれの創意工夫でやっていけることはいろいろとあると思いますし、そういうところで地方が変わるなどということはあると思うのです。例えば最近も、豊中出身でココリコ遠藤さんという方がいらっしゃるのですけれども、大阪の方であるわけがありますが、自分のおじさんは鳥取県の米子市だとおっしゃるのです。その米子市に確かに実は地方議員がいて、遠藤さんという人がいるのです。これ結構革新系です。そんなようなこともありまして、御本人がおっしゃったものですから、我々のふるさと大使に任命をしたということがあったわけでありまして、本人も張り切って、今、地方のために頑張ろうということでもあります。どっちかという、そういう意味で従来の固定観念を破ってお互いに地方同士が協力をする。そういう中で国家像が変わってくる。こういうことを目指してもいいのではないかなと考えております。

方向性としては大方、前に動かしていただいたことということで御評価申し上げたいと思うのですが、ぜひこうした現状を踏まえた進め方をお願い申し上げたいと思います。(神野座長) 貴重な御意見をありがとうございました。

ほか、いかがですか。

坂口議員、どうぞ。

(坂口議員) 今、平井議員は首長としても知事という県単位での立場からの御意見なのですけれども、私からは、まだそれよりも細分化されております、いろいろ事情が県以上にあります町村の立場として一言お願い申し上げたいと思っております。

私ども町村は、全国926団体がありますが、国・地方の在り方、国民・住民一人一人がそれぞれ役割を持ち、活躍できる社会でなくてはならないと考えており、東京一極集中の是正と地域の多様性を生かした分散型国土の形成とが必須の取組であることを全国町村会として機会のあるごとに申し上げております。

私たち町村の姿も、全国のそれぞれの地域の置かれた状況は多様でございます。私の町(那賀町)も平成17年3月に5か町村が合併をしましたが、695平方キロという広大な面積です。そして、95%が森林でございます。そういったことで、東京の23区を超えるような大きなところでございますので、職員が300人程度おります。そして、5か町村それぞれに本庁と分庁、支所という立場で今残してございます。これは、福祉や教育環境といった面も含めて防災・減災対策、災害の対応という面からも、全ての旧町村に拠点を残すことで行政運営を行っているところでございます。

一方で、ほかの小規模自治体も、我々の町よりも本当に小さい自治体もございませうし、そういう中で少子高齢化、人口減少の中で多くの課題を抱え、それを克服していくために地域の個性や特色を十分生かしながら、住民一人一人が顔が見えるまちづくりに全力で取り組んでおります。我々首長も、それぞれ住民の方々とともに真剣に取り組んでいるということは御理解を願いたいと思います。

そうした中で、昨今の法令により、市町村の行動や取組についてこと事細かくと云えば語弊があるかも知れませんが、規定をされ、また、現場の情報収集のための出先機関的な役割を期待されるような傾向も強まってきていることを感じてなりません。

特に、国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、新たな計画の策定や専任職員、窓口の設置等、地方公共団体ごとの行政需要の優先度や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、全国一律に義務付けようとするが多くなっているように感じております。これは努力義務であっても、その進捗状況について、例えば、計画を策定したかどうかなど調査が毎年行われ、未策定の自治体を公表し、取組を行わざるを得ないような方向に誘導するということも、事実上の義務となっている場合も見られます。

さらに、調査・照会業務についてであります。国等からの公式なものはもちろん、電話やメールなどによる非公式なものまで含めて非常に増大しているのではないかと感じております。現場から、職員の大半が国・県の調査メールに追われている、回答が少しでも遅れると県内の全市町村に名指しで督促メールが発信されるとか、調査等により職員は深夜まで残業している、また、その調査等の業務で手が回らず交付金申請を断念するような声も聞かれます。

私自身も実際、行政から今の立場になった身でございます。それを含めると半世紀、50年を超して行政関係に携わっているという関係から、そういったことについて実感をしているというのが現状でございます。職員数が限られている状況においては、現場や住民に日々向き合っております本来業務に支障を来すことも多くなっておりますし、こうしたことを踏まえて、まずは国において実態を把握された上で、その見直しに向けて積極的な対応をぜひお願いをいたします。このことは、既に地方六団体としても意見を申し上げているところであり、町村のみならず、全地方公共団体としての願いであることも併せて申し上げておきます。

また、今後重要な観点となり得るものとして、「ネットワーク化」から「住民参加」までの5つの視点に掲げられており、いずれも重要なテーマであることは理解しております。

その上で、今後の取組に当たって、まず大きく2つのことを申し上げたいと思います。一つは、全国的に多様な市町村があるということです。そして、山間、離島、条件不利地域で頑張っている小規模な町村もたくさんあるということも御理解いただきたい。そしてまた、地域の現場目線と国からの中央目線では全く違った見方や捉え方になり得るということでもあります。

当然、我々は住民に身近な現場目線を重視するわけですが、このことはぜひ御留意いただきたいと思っておりますし、例えばデジタル・ガバメントにおける「住民サービス」や「行政サービス」ひとくくりに言っても、実は町村外の外部居住者や民間事業者が広く含まれることが多々ありますし、とりわけ小規模町村内の住民には必要性が薄いものもあり、全国展開の名の下に一律に推進する場合は、本来、誰が費用負担をするかも含めて極め

て大きな課題が残されております。中央でなされている議論を、全国津々浦々の小規模町村まで一律に適用することが、果たして分権推進の方向性と合致したものなのか、これは別の観点ではないだろうか、そういった慎重な議論も必要でないかと思っております。

また、個後のテーマについて若干申し上げますと、「ネットワーク化」や「ストック等の適正化」については、一步間違えれば中心部に権限、@財源が集中し、周辺部の町村が衰退する懸念があること。

「新技術への対応」や「標準化」については、例えば行政手続のオンライン化はいいとは思いますが、小規模町村にあってはほとんど需要がないものもあつたり、システム整備を行うことが費用対効果の面で果たして本当に必要かどうかということ。さらに小規模町村にとっては、手作業での事務改善や、普及型の情報処理機器あるいはモバイル端末等を活用して十分に対応ができるのではないかという御意見も非常に多いということも御理解いただければと思います。

最後に、先ほど、平井議員も申されました子育て支援におきまして、山間部の子供や保育園と都市部では、人材不足ということもありましょうが、給食の対応とかこれに対する人材、あるいはその対応にもいろいろな課題が見え、我々のところには少子高齢化の影響によって出てきております。そのことも十分御理解いただきたいということをお願いして発言させていただきました。よろしく願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

三木議員、どうぞ。

(三木議員) それでは、全国市長会を代表して、私、長野県の須坂市長の三木ですけれども、発言させていただきます。

先ほどは平井議員、ありがとうございました。

台風19号の関係で、お礼を申し上げたいと思います。まず、安倍首相をはじめ、各政府の首脳、また国家公務員の方に現地へ来ていただきまして、大変ありがとうございました。非常に迅速な対応していただきました。そして、今の報告にもございますけれども、政府一体となってプッシュ型支援をやっていただいたことは非常にありがたく感じました。私ども、正直お願いする余裕がなかったのですけれども、政府のほうからプッシュ型ということでどうだということ声をかけていただきまして、ありがとうございました。

もう一つ、知事会との協力の関係で、県と市町村が一体となって長野県と市町村へ支援していただきました。私ども須坂市の場合には、福井県と福井県内の市に応援に来ていただいたわけでありまして、これも災害に慣れたベテランの職員に来ていただいたものですから、非常に助かりました。特に災害関係の罹災証明というものがございまして、私どもは災害がなかったものですから、罹災証明自体がよく分からなかったわけでありまして、非常に迅速にやっていただきました。

もう一つ、これは福井県の知事から教えていただいたのですけれども、災害のときに災害のごみの処理がこれから大変になるから、災害のごみの処理についてしっかりやったほうがいいよということをお聞きしまして、私ども、災害ごみにつきましては最善を尽くしてやりまして、非常にスムーズに終わりました。そういう面では、政府が一体となってプッシュ型支援だとか様々な形、また、知事会との連携は災害のときに大切だなと。

もう一つは、大きな災害が日本国内に起こっておりますので、制度が確実によくなっていると思えました。補助体制等もこちらで知らないことも来て教えていただきました。特に国交省と農林水産省の関係ではきめ細かな対応をしていただきました。

一つ、須坂市について申し上げますと、様々な特色があるのですが、「真田丸」のオープニングの舞台になった滝だとかがあるのですが、一つだけの申し上げたいのは、大河ドラマ「明智光秀」が行われますけれども、明智光秀が本能寺の変を起こす際に、最初に密使を送ったのが、須田満親という須坂出自の上杉謙信公の武将であります。私は何を言いたいかといいますと、あの当時でさえもそういう連携を両国を越えてやっていたという広域のネットワークということが、これからの地方分権にとっても非常に重要ではないかなということを感じております。

お手元に資料9を配りしてございますので、簡単に御説明申し上げます。最初に①と②は読んでいただければ、先ほどのところにもございましたので、省略させていただきます。③につきましても、先ほど平井議員から立法プロセスについてのお話ございましたので、ぜひまたこの辺についてお願いしたいと思います。補助金についてももう既に対応していただいておりますし、これからも改善ということをお願いしたいと思います。

そして、私から資料5に基づきまして、今の説明をお伺いしまして感じたことをお話し申し上げたいと思います。私としましては、非常によくまとまっておりますし、具体的、詳細ですので、これはまた帰って様々な形で生かしてまいりたいと思います。

まず、最初の1ページなのですけれども、私は地方分権はそもそもどういう立場でやるべきかというのを考えておりまして、一番大きな目的は行政サービスだと思っております。そしてもう一つは、実は私どもの市の職員の場合でいいますと、市の職員の意識改革ではないかなと思っています。何かあると県に聞きます、国に聞きますということで、自分たち自身で判断することができなくなっている職員もいますので、こういう形で職員自身が提案をするということが、職員の意識改革につながると思っています。

今日改めて教えていただきましたのは、住民の目線で地方分権をやっていくことが非常に大切ではないかなと思えました。確かに住民から様々な要望が出てきますけれども、それを市の段階だけでなく県や国の段階に上げていくこと自体も非常に重要な地方分権ではないかと思えます。

それから、平井議員が言われたように、私は国の皆さんにもう少し基礎自治体を信用

していただきたいと思います。ほとんどの市長は責任を持ってやっております。2,000弱ある市町村の中にはそうではない人がいるかもしれませんが、でも、ほとんど選挙でやっておりますので、そういうことはあり得ないということでもあります。私のことを言いますと、私はある道路整備をしました。長年にわたる道路整備をしたところが、ある年配の方から、この人口減少の時代に道路整備をする必要はないのではないか、それよりも歩道の整備とか、そういうものをしたほうがいいのではないかといいことを言われました。住民の目線は非常に厳しくなっておりますし、我々自身が情報公開をしっかりすれば、住民の皆さんが市長をチェックしてくれますので、私どもは情報公開をして、住民目線の中で地方分権をもっと進めていただきたい。繰り返しになりますけれども、基礎自治体の長を信じていただきたい。親が子供を信じるように、基礎自治体を信じていただくことが大事だと思います。

もう一つは、国、それから、基礎自治体の働き方改革につながると思っています。権限移譲することによって働き方改革につながる例を申し上げますと、私は県職員だったのですけれども、県職員のとくに、若手の優秀な職員がある省庁に研修で行きました。行って、仕事ぶりを聞いたところ、毎日夜遅くなると。何をしているかと聞きましたら、施設を建設する建設費を一々チェックしていると言うのです。例えば一つの建物が幾らかかるか、県から出てきたものをチェックしていると言うのです。私はそういうチェックは事後チェックをして、もし間違ったことをしていればそこでそれなりの対応をするというようなことをしない限りは、仕事自体が国も減っていかないと思うのです。

国の方々は非常に真面目ですから、精いっぱいやりますけれども、先ほどの災害対応などのものとかこういう規制とは分けていただいて、本当に命とか財産に関わるものについては規制をやっていたとしても結構だと思うのですが、それ以外のものについてはもう少し大所高所から見ていただいたほうが、全体にとってのプラスになるのではないかなと思いました。

そういう面で、先ほどの資料5についてお話し申し上げますと、1ページ目なのですが、地方の自主性・自立性というのは、これは職員の自立性・自主性、住民の自立性・自主性と読み替えるとすごく大切なことだと思いました。

それから、お礼を申し上げたいと思いますが、3ページですけれども、時間もありませんので要点だけ申し上げますと、放課後児童クラブの職員配置と資格に関しまして、要件を緩和していただいたことが非常にありがたく思っています。これは職員を確保することが非常に大変だったということでもあります。

先ほど申し上げました応援体制は6ページでありますけれども、本当にありがとうございました。

11ページなのですが、提案の傾向の人材不足の医療・福祉分野というところが、私はこれからの課題だと思っております。超高齢社会になるに当たり、また、人材不足のときに、私どもは実は1人当たりの保育園の面積の緩和についてお願いしました。し

かしながら、厚生労働省で認められませんでした。大阪府のような都市部については認められました。その理由は、土地の高いところは新しく保育園を増築することができないけれども、地方部は土地が安いから増築できるはずだという話なのです。ところが、子どもはない財源を使いまして、全部保育園を改築いたしました。今さら土地が安いからといって増築することはできないわけです。だから、その観点ではなく、待機児童をなくすかどうかという観点、なおかつ、子どもは非常に広い保育園ですので、廊下等がたっぷりあります。そういうところが面積に入っていないのです。そういう声をもっとしっかりと聞いていただく中で判断をしていただきたいと思います。できれば再チャレンジしたいと思っています。

それから、時間の関係もありますが、サービスの提供で、限られた職員とかというものがございます。

もう一つ、広域連合について申し上げたいと思いますが、私は長野広域連合のお話をさせていただきたいと思います。実は長野市の隣に須坂市がありまして、そこに規模の非常に大きな大型商業施設を建設する予定であります。しかしながら、広域連合長の加藤市長がおっしゃっているのは、普通ですと、長野市は須坂市にできることについて反対をするわけでありましてけれども、加藤広域連合長が言っておりますのは、長野市に住んでいる住民にとってもプラスになることであつたら、隣の須坂市にできていいではないかと。要するに、長野広域としてプラスになるような施設かどうかが大変であるということをおっしゃっています。もう一つは、そこに施設ができることによって就職の人口が増えますから、そういう人口が増えること自体が須坂市だけでなく長野広域、そしてもっと大きく言えば北信15市町村にとってプラスになるということでもあります。常に言っていますのは、長野市は9市町村の兄貴だから、兄貴分が少々自分のところで不利になっても、9市町村が全体としてプラスになればいいという考え方で、常にそういう指導を、広域連合長としての考え方を持っています。

私は市町村というのは縦割りで、自分の市だけ、自分の町だけがいいという形ではなく、これからはお互いに連携してやっていくことがすごく大事だと思いますので、ぜひ一度の参考資料として長野広域連合の加藤市長のお話を聞いていただければ大変ありがたいと思います。

あまり長くなると恐縮ですので、ストックについては、ストック効果といいますと何か集約してやるのがメインになっているのですが、そうではなくて、今ある施設をもっともっと将来どう使っていくか。例えば小学校だとか、そういうものがこれからなくなった場合に、福祉施設だとか、保育園だとか、そういうものを柔軟に考えていくことが大事だと思いますし、小学校を建設する際に、将来少子化があるとすれば、保育園で使うとか、福祉施設で使うというようなことまでも国の補助金の中で認めてもらえれば大変ありがたいと思います。

緊急防災事業債というものがございまして、これは来年度でなくなる予定なのですが、

これにつきましては、これは本当にこの災害のときでありますので、緊急防災につきま  
してはぜひ期間の延長を、大塚副大臣をはじめ関係の皆さんにお願いしたいと思いを  
ます。

長くなって恐縮ですが、資料5について非常によくまとまっておられましたので、そ  
れを見ながら発言した次第です。ありがとうございました。

(神野座長) ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょうか。委員の皆様方から意見を頂戴できればと思いを  
ます。  
どうぞ。

(高橋部会長) では、時間の関係もありますので、手短に。

貴重な方針を示していただきまして、ありがとうございました。

住民自治のお話、住民を巻き込んだというお話も重要だと思いを  
ます。1点、前もっ  
て申し上げればよかったと思うのですが、住民団体が見えるということも重要な  
なと。  
つまり、自治体が責任を持って、地域に責任を持って提案をするのですが、その背景  
にある連携している住民団体が見えるということも重要だと思いを  
ますので、提案を受ける  
ときに、これはどこの住民団体と連携した提案であるみたいなことが見えるような形  
で提案を受けることができるということになりますと、住民団体としても積極的なイン  
センティブというか、出てくると思いを  
ます。また、自治体の職員も住民団体に働きかけを  
しやすいと思いを  
ますので、提案募集を受けるときに、書式をどうするかは難しいかもし  
れませんが、なるべくそういう形で見える化できるよう、今後、その方向で考えていた  
だけだとありがたいかと思いを  
ます。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございました。

後藤議員、お待たせしました。

(後藤議員) ありがとうございました。

資料5、大変上手に取りまとめていただきまして、ありがとうございました。

神野座長が再出発ということを強調されておりました。まさにその再出発のための起  
点になるものだと理解しておりますが、ぜひロードマップを、時間軸をこれに入れて議  
論  
していくことができるかという点も思いを  
ます。

それから、平井議員に御用意いただいたメモの最後のところに書かれていることな  
のですが、手挙げ方式をどうするかということについて、もう一つ議論する必要がある  
のではないのでしょうか。最後に「重点的に募集するテーマを設定する」ということ  
で資料5はくくられていますけれども、こうしたところに手挙げ方式というものを当て  
はめて  
いくことも一つあるのではないかと思いを  
ます。

それから、ネットワークというキーワード、これは非常に今後重要になってくるキ  
ー  
ワードだと思いを  
ます。行政間だけではなくて行政と民間というお話でもありますが、そ  
うしたときに皆さん異口同音におっしゃっているように、住民自治が重要なテーマ  
にな  
ってくるわけですが、住民自治といっても、非常に地域社会が衰退、脆弱している状  
況

において、何に頼るかということがすごく重要になってくるわけです。そういう意味では、例えば「地縁社会」ではなくて志の縁と書くような「志縁社会」とも表現できるボランティアのようなものも、重要な住民自治の担い手として位置づけることが必要だと思います。

この資料5の中で、地方議会というものが記されています。これはなるほどなと思ったわけですが、例えばイギリスやオーストラリアのカウンシルというのは、非常に住民と一緒にあっていわゆるまちづくりのようなことをやっています。例えばマッチングファンドのお金をどの住民組織につけるかということのを全部カウンシルが仕切っているような状況です。ぜひ地方議会をうまく活性化させることで、この住民自治の問題を解いていくことができるといいなと思って、この資料5の説明を伺いました。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございますか。

小早川議員、どうぞ。

(小早川議員) 資料5の御説明を伺って、私も大変よくまとまったものだと思います。感想としては、よくまとまっているのですが、やや無難な感じはあるなという気もいたしました。ただ、そこは、あんまり勇ましい言葉を並べるのがかえってよろしくないということも、多分考えておられるのだろうと思うのです。ですから、この文書については全く異議はございません。

ただ、今までも住民自治についての御発言が多いですけれども、私も、感想として、地方分権改革をたどると言うのと、人の住む家を住みやすくするのにいろいろなレベルがあるわけですね。今までやってきたのは、まず土地が凸凹しているから地ならしをするとか、インフラの整備をするとか、とにかくそこに家を建てやすいようにしようということ、それがまず一つです。その次は、どんな家を建てるかというのがあって、それから、その先に、家の中も住む人が住みやすいような家にする、間取りとか設備とかもですね。そういうレベルがあると思うのです。やや乱暴に言えば、今までの分権改革で、そういう手順で来て、この提案募集方式でもって、やっと、住む人の住みやすさ、行政のシステムの形を住民にとって本当に具合のいいようにするというところまで話が進んできたのかなと感じました。ですから、これは本当に、今までの分権改革を基盤にしてここまで来たのだなと思っております。

他面で、少し勇ましいことも付け加えますと、それだけでいいのだろうかということでありまして、実は家自体の建て方も、まだ、住む人の願い、思いに必ずしも応えていないのではないかと。さらにはその前のいろいろな基盤的な条件も、アプリケーションとオペレーションシステムなどというたとえがされてきましたけれども、そのOSの部分だって本当はまだまだなのではないか。言うまでもなく、それは税財政の話が一番大きいと思うのですが。そういうように元に戻ってまだまだやるべきことがあるのではないかと

いうことを、もうちょっと、中長期的にでいいと思うのですけれども、分権改革の今後を見通していく中で常に意識していくべきではないかと思いました。

今後の方向性として今日お示しいただいた中にもいろいろ手がかりはあるわけで、計画の事実上の義務付け、調査・照会などが多過ぎるのではないかというのも、そうです。これも恐らく、政策や制度を誰が決めるかという、システム全体の中での重心が、やや上のほうに偏っているのではないか。上のほうでいろいろ情報が要るのだということも言ってくるのだと思うのですが、本当にそうなのか、そのシステムの重心そのものをもう少し下へ、上下というのはよくないですけれども、下へ移そうというのが分権改革なのではないか。今後作業を進めていくうちにその辺のことが見えてくるのではないか。その辺りをうまくすくい取り、方向性を見定めていく手がかりにしていけるのではないか。ほかにもそういうことはあると思うのですが、今後そのようにしてさらに前進させていただきたいなと思いました。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

市川議員、御発言はありますか。

(市川議員) ありがとうございます。

まず、事務局をはじめ、各自治体からの出向職員の方も含めて、本当に努力されていることに感謝します。

それから、今日の御意見の中で平井議員、坂口議員、三木議員から現場のお話を改めて聞いたという点も、非常に私としては良かったと思っています。そういう地方をどのようにサポートしていくのがこの議論の非常に重要な点だと思いますので、真摯に意見をお聞きしながら、どういうふうにしていくかを議論すると。

そういう意味で、13ページ以降にこれまでの議論を踏まえた今後の方向性について非常に良くまとめていただいて、私は本当に敬意を表すると同時に、全くこのとおりだなと感じております。

特にその中で、13ページで2点の重要課題を指摘されているわけですが、例えば行政サービスの提供の柔軟化と職員の方の一層の業務の効率化という点については共通点もあるのですけれども、今日のお話の中にもありましたが、各自治体の職員の方の業務の実態はどうなっているのかというのが、我々としてもまだ見えてこないところがややあると思うのです。国あるいは県の事務方からの要望に応じるために相当の時間を使っていて、実態として住民に向いている時間が少ないというお話もありましたけれども、本当のところはどうなのかというのは正直ちょっと分からないので、ここは何かそういうものをしっかりつかむ必要があるのではないかということが一つです。

自治体の業務改革を進めていく上でのデジタル化を整えるための手間が結構大変なので、そのことを考えると職員の少ない自治体にとっては相当の負担だというイメージもあると思うのですけれども、国として、あるいは都道府県として、そういう職員の少な

い、あるいは住民の少ない自治体に対してのデジタル化をどのようにサポートしながら進めていくかを議論する必要があるかなと思います。

もう一つ、議論の根底にあるのは、ナショナルミニマムというものをどう捉えるかということと、リージョナルなレスポンスビリティというものとどのようにこれからすり合わせていくのが大切だと思います。御指摘にもありましたとおり、国と地域とのコミュニケーション、この中で、リージョナルでやるべきことは何か、ナショナルミニマムとして確実に担保すべきところをどうするかということの議論が必要かだと思います。

個別の枠組みの話はこれからも大枠とともに話されていくと思うのですが、私がぜひお聞きしたいなと思うのは、事務局の方は相当いろいろな苦勞をされて情報もお持ちですから、事務局の方から何か提案みたいなものがないのかなと。多分一度ヒアリングされているのかもしれませんが、何かそこから我々が見えていないようなところで見えてきているものがあれば、そういう意見もお聞きしたいなと思います。

住民との一体化についての話ですけれども、これは私も非常に重要であると考えています。先ほどのリージョナルなレスポンスビリティというものには、住民による自己責任というものがどんどん関係してくると思うのです。ですから、自分たちの生活を自分たちの責任においてどこまでやるかということ、その地域に応じて議論をする必要があると思うのです。これは分権改革とは直接は繋がらないのですけれども、子供たちも含めて住民の意識、それから、教育も含めたこれまでの我々のものの考え方をこれからしっかり見直して議論し、あるいは教育の場で生かしていかないと、本来の住民自治が進まないのではないかと感じております。職員の方の責任と住民の方の責任、あるいは本当に御苦勞されている市長さんの責任、そういうものが一緒のベクトルに向かうような、そういうものがあって本当の地方自治、分権が促進されるのではないかと考えます。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

勢一議員、何かございましたら、どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。

今後の方向性の案について、かなり詳細かつ丁寧におまとめいただきまして、誠にありがとうございました。

内容については、私も全く異存はありません。むしろ改めて確認をして、まだまだやらなければならないことがたくさんあるのだということ、認識を新たにしましたところ、です。

若干感想というか、コメントを申し上げたいと思います。大きくは2つで、一つは先ほど小早川議員からも御指摘がありましたけれども、今回の方向性を踏まえてどうやって進めていくかというときに、前提となる考え方を踏まえた上で積極的な議論も重要に

なってくるのではないかと感じました。

先ほど、小早川議員には家を建てて整備するというのを例に挙げていただきましたけれども、事例としては、この中では計画策定などは象徴的に紹介をいただきました。法令で定められた計画の策定の段階でいろいろな工夫をすることについては、これまでの提案募集の枠組みで制度を変えることは可能であつたらうと思います。実際に、今回も16ページのところでその例を紹介いただいているのですけれども、例えば、1つの自治体が策定する1つの計画で、法令上複数の計画を兼ねるといような形で、策定手続の効率化と、より包括的な自治運営が実現できると。こういう考え方、1つの計画を多機能的に使うとか、広域連携の発想で複数の自治体が連携をして共同で計画をつくることといようなことはこれから必要になってくると思いますので、こういう対応はこれからもやっていけるのだらうと思います。

併せて、そのような新しい仕組みを動かしていくためには、法律の制定や改正の段階で、そのような考え方をしっかり入れた上で制度をつくっていただく。それを反映させるために、個別法へのアクセスを何らかの形で立法前の段階でできるような仕組みは考えることができないかということなどは、問題意識を私自身も思っているところです。それが1点目です。

2点目は、こちらにも既に議論もあつたと思いますけれども、新技術への対応ということ、19ページにありました。ここにありますように、技術進展に追いついていない制度的制約の解消が課題となる。提案募集検討専門部会に出ておまして、まさにそういう御提案をたくさん拝見して、本当に大事なものだと思っています。他方で、これはどこに正解があるのか。恐らく新しい技術をどうやって使っていけばいいかは、国レベルでも十分にまだ知見がないところになります。そうすると、地方自治体の現場でいろいろな発見をしていきながら、それを踏まえた対策について提案を含めてフィードバックしていく形で制度自体を発展させていく、国と地方が共同で発展させていくやり方が非常に重要になってくる、そういう局面が増えてくるのではないかと考えています。その点でも、そうした知見を単に分権の改革でとどめるのではなくて、立法段階へフィードバックするような仕組みを考えていくのも大事であらうと思いました。

以上、簡単ですけれども、2点申し上げます。

(神野座長) ありがとうございます。

大橋構成員、どうぞ。

(大橋構成員) 私が提案を受けていて感じている限界は2つありまして、一つは市町村や都道府県と国とがやり取りしているような形ばかりが見えてしまって、住民が表に出てきていないという点です。先ほど高橋部会長がおっしゃったような形で、提案のところに住民の顔が見えるような形でもっと運用していくことが大切だと思う。

あと一つは、個別のピンポイントの提案にはお答えして、効率はかなりよく、実績を上げてきたのですけれども、そういうものが集積しているというところで終わっている

点です。それが制度改善にどうつながるかということが課題として残されています。私も提案を受けていると、繰り返し提案が出てくるところの背景には仕組みに問題があったり、そここのところの行政スタイルとか国・地方関係が何かおかしいというのが後ろにあって、提案が繰り返し出されてきているのだと思うのです。

そうすると、提案のあり方や受け方も、個別のピンポイントの提案から少し広がりのある提案を受けて、閣議決定で提案をもう少し含みのある形で返してもらうことが課題となります。それから、重点課題については、こちらから見ていてここは問題があるだろうというところについては、課題を公募のような形でこちらから出して提案してもらう機会があってもいいと思う。何回も提案が出てきて相当問題があるところは深掘りする意味で、例えば、平井議員からもお話がありました従うべき基準については、福祉分野ということに限定して、そこを徹底的に提案してもらうことが必要です。先ほど後藤議員からロードマップというお話がありましたけれども、個別提案に対しての回答以外に、こちらの委員会から、もうこれだけ同様の提案が繰り返し出ているので、少しこのところの仕組みを何かお考えになったらどうですかというようなことを次のステップで、閣議決定でも何でもいいのですけれども、府省に投げかけるような形でのやり取りが必要になってくる。つまり、制度改善に向けた提案、点から線につながるような展開がこれから必要になるのかなと思います。

なお、提案制度についての捉え方なのですけれども、一般の人が聞くとAとBという2つの政策があって、国はこちら、地方はこちらを主張している中で、どちらを選びますかという、何かそういう選択の問題のように捉えられがちです。しかし、実際は、今の国の制度だと給付提供が実現できないことが前提です。こうした中で、地方公共団体はこういう形でやらせてくださいという提案なので、給付サービスの提供がゼロか自主的なプラスアルファかという選択で出てきている。こうした状況からすると、国のほうの答え方としては、ほかにこの補助の仕組みがありますというだけでは返事としては不十分であって、この提案団体が確実に利用できる仕組みがこれですということまで示していただけないと回答にならないと思う。提案も給付サービスの持続可能性というか、行政サービスの提供が厳しい状況が背景にあっての提案なので、そういう状況にあった回答になっているかを気にしながらやっていくことが必要かなと思っております。

(神野座長) どうぞ。

(伊藤構成員) ありがとうございます。

私は1点だけです。今後の方向性についておまとめいただきまして、ありがとうございました。その内容については、私も特に異論があるわけがありません。

16ページ、先ほど来議論になっておりますけれども、新たな計画策定の義務付けとそれをチェックする仕組みを導入する、活用するというところですが、ここはぜひきちんと機能するような形で仕組みをつくっていく必要があるのではないかと思います。ここがきちんとしていれば、ある程度その提案というの、支障事例も少なくなるとは想定

されますので、ぜひきちんとやっていただきたいと思います。

ただ、提案を受けていて若干懸念しておりますのは、最近、計画策定を義務付ける場合に、議員立法で行うケースもございます。これについて、各府省の立場からするとやや人ごと感がございまして、その部分もきちんと対応するという方向が必要なのではないかと個人的には思っております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

磯部構成員、お願いします。

(磯部構成員) ありがとうございます。

どうも順番が最後だと、もう言うことがなくなってきたという感じでありますけれども、大橋構成員のおっしゃったように、毎年夏にいろいろヒアリングしていたときに、本当に個々のケースに対応はしていくのだけれども、同じような話が、何で一挙解決、もっと制度を深掘りしていかないのかという感覚も、本当に私もそう思っておりますので、この制度を実りある実効的なものにしていくためにも、より一層の努力としていただきたいなと国の省庁のほうには感じるところです。

特に、こういう提案がありました、どうでしょう、そんなニーズがあるとは思いませんけれどもちょっと調査しますみたいなことで、時間がかかるケースが少なくないのです。でも、提案があるということはニーズがあるということなわけで、その背景に何の問題があるのかを、もっと積極的に調べる姿勢が求められるのではないかとにかくそんなことを感じておりましたということだけ、コメントです。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

どうもありがとうございます。御熱心に御意見を頂戴したこと深く感謝する次第でございますが、私の不手際で、今日、ほかに重要な議題が後に控えておりますので、そろそろまとめさせていただきたいと思います。

御意見を伺った私の認識では、ほぼ事務局から提案していただいた案については、今後進めていく方向性として共有していただいたと、そう大きな差異はないと認識させていただきました。

特に平井議員からは、様々な困難が起きたときに、国民の生活というのは、それぞれの地域社会の多様な条件の下で多様な生活が営まれていて、それをサポートするというか、それに提供する行政サービスも当然のことながら地域社会で多様にならざるを得ない。そうした多様なニーズを、重要なのは住民の参加の下に、これはここでも重要な住民自治の問題が出ていました。住民の参加の下にそのニーズをいかに埋めていくかということ、本当に身近なところで考えさせてもらいたいということです。それをいわば、形式的なレッドテープでもって画一的に縛らないでもらいたいというお話だった。というか、そういう方向で全体はいいのだけれども、そういう方向で強弱をつけてもらいた

いという御要望だったと思いますが、その強弱は作成したほうも、これは皆様方の御意見をまとめたものですから、そういう意味での地方分権改革のアイデアといいたいでしょうか、心は変わらないので、そういう方向で考えていけばいいのではないかと思います。

さらに、坂口議員、三木議員、平井議員の御意見を伺っていて、皆さん、災害を例に取られているということですね。私たちの社会を襲ってくる共同の困難にいかに対応するかという場合に、物事の本質があぶり出されますので、それへの対応をきちんとできるようなシステムということをおっしゃられたのではないかと思います。そうした発言の中で強調されたのは、連携、ネットワークも同じようなことだと思いますが、地方自治体は全く個性的な固有のものを提供しなくてはいけないのだけれども、まさにこういうそれぞれの個性を持ったものがその個性を失わずに存在し、連携していく。つまり、温かい手と手をつなぎ合っていく。

これもそういう意味では分権の理念で、東アジアの共通語ではそういう状況を「チャンポン」と表現します。つまり、それぞれがよいところを失わずに存在していること、中国風なものや洋風なものや日本風なものがよいところを失わずに共存している。これは韓国に行っても通じますので、「チャンポン」と言えば、中身が違う。下は中国風のラーメンで、上が真っ赤なキムチの膜がずっとやられているものですね。「チャンポン」というのは東アジアは全部共通しますので、沖縄に行くとならば「チャンプルー」と表現するわけですね。

いずれにしても問題なのは、それぞれ地方自治は個性なものなので、よいところを失わずに、しかし、連携し合って共同の困難に対応していく。最後の責任は、国が全体の責任は引き受けざるを得ないというようなことをお話しいただいたと思います。今日いただいた御意見、さらに精査させていただいて、修正すべき点は修正させていただきたいと思います。

私の運営の不幸で、次に今年の方針をとにかく決めなくてはならないということがございますので、当面、この文言修正あるいは強弱のつけ方等々は、今日、委員の皆様方からいただいた御意見を念頭に置きながら修正を加えさせていただく。これは私の責任においてやらせていただくということで一任をさせていただいて、ちょっとキックオフに入りたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。御了解いただいたということにさせていただきます。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、いよいよスタートを切ることになるわけでございますので、最後の議題ですね。令和2年の提案募集方式の実施について、これも事務局から御説明いただければと思います。

(菅原次長) それでは、簡潔に説明をさせていただきます。

資料6「令和2年の提案募集における対応について」でございますが、まず「1. 重

点募集テーマについて」でございます。例年どおり、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を募集するとともに、類似する制度改正等を一括して検討するため、新たに重点的に募集するテーマを設定したいと考えております。

具体的なテーマといたしましては、全国知事会、全国市長会、全国町村会とも御相談をいたしまして、令和2年につきましては、分野横断的な取組を全体的に推進するため、地方公共団体に対し、補助金の要綱等により過度な事務負担となる事務手続の簡素化・円滑化などを図る「補助金関係」と、地方公共団体のデジタル化の推進を妨げる国の制度を見直す「デジタル化関係」としたいと考えております。提案する地方公共団体に具体的なイメージを持っていただくために、「記載事項・記載内容の簡素化」から、「デジタル技術の活用による手続の効率化」まで例として挙げさせていただいているところでございます。

2ページ目でございますが、ポイントだけ申し上げますと、2点目の○ですけれども、住民からの要望や意見、政策提案等について、提案募集方式の活用結びつけていただくよう、引き続き研修・説明会等で地方公共団体に促してまいりたいと考えております。また、先ほど高橋部会長、大橋構成員からお話ございました、住民からの提案であることを見える化するということにつきましては、住民からの意見・要望を踏まえた提案であるということをしっかり提案書に明記していただくよう、要項なりQ&Aなりで周知を図っていきたいと考えております。

3ページ目でございますが、3つ目の○ですけれども、市町村にアプローチする上で、都道府県に分権担当課と市町村担当課の連携が効果的に機能している事例を横展開してまいりたいと思います。

4ページ目でございますが、下の○でございますけれども、ホームページで公表しております「提案募集データベース」につきまして、個々の提案内容と措置内容をリンクさせる改修を行いまして、利便性を向上させていきたいと考えてございます。

資料7でございますが、これは令和2年の提案募集のスケジュールでございます。基本的に昨年と同様のスケジュールとなっております。本日御了解をいただければ、早速明日から事前相談や提案の受付を開始いたしまして、6月1日まで提案を受け付けまして、次回の会議で重点事項を決定した上で、関係府省へ検討を要請するという段取りにいたしたいと考えてございます。

最後に参考資料2でございますけれども、これは提案募集のさらなる裾野拡大に向けた地方支援の実施状況についてまとめたものでございますので、適宜御参照いただければと存じます。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

今年の提案募集方式の実施につきまして資料に基づいて御説明をいただきましたが、いかがでございましょうか。御意見をいただければと思います。

勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。

案については、私もこれで賛同いたします。

1点だけコメントをさせていただきたいのですが、2ページで、提案の熟度向上のための取組で、御説明いただきました真ん中の部分です。私も住民からの要望や意見に基づいているというところが、現場ニーズの説得力なので、非常に重要だと考えています。それをしっかり引き出すためには、職員の皆さんに十分に提案募集の仕組みを理解していただいて、住民と向き合っていただくことが大事だと思います。

参考資料2を拝見しましたところ、地方公共団体職員における提案募集方式の認知度が25%という数字が出ています。この数字をどう理解すればいいのか悩ましいところなのですが、こういう状態のままですと、なかなか住民の声を引き出しにくいというところがありますので、「引き続き研修・説明会等で促す」というくだりのところを、ぜひ次年度も、大変だと思いますけれども御尽力をお願いしたいと思います。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございますか。

どうぞ。

(坂口議員) 重点募集テーマとして、補助金関係及びデジタル関係、これらについては地方にとって重要な課題でもあります。そういったテーマ設定の状況により必要なものもあると考えますので、幅広い提案の妨げにならないように、十分御配慮、留意をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

(神野座長) コメントはありますか。

(宮地次長) テーマ設定につきましては、従前どおりの各分野にわたる個々の提案も募集するというのもしっかり行った上で、並行して、こちらに掲げてある今年については分野横断的な2つのテーマを重点募集テーマとして設定させていただくということでありまして、従来どおりのいろいろな個々の提案について決して妨げるものではございません。その点は明日以降、ブロック会議で令和2年の提案募集の説明会を進めていくわけですが、しっかりと周知を図っていきたいと思っております。

また、先ほど来、平井議員をはじめ、従うべき基準等の取組につきまして御意見をいただきましたけれども、これらについては早急にまた次年度を見据えて、今回は分野横断的ということで設定させていただきましたけれども、個別の行政分野、重点的に掘り下げていくべきものなどにつきまして、地方三団体をはじめとして関係の皆様方の御意見を伺いながら、また私どもでもいろいろとこれまでの取組などを整理した上で御相談させていただき、取組に向けた準備、調整をと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、今年の実施につきましては、この提案どおりで御了解いただいたということにさせていただきます。

ちょうど今、時間を超えたところでございます。私の不手際で押し押せの議事運営になったことを深くおわびいたしまして、最後に、大塚副大臣にずっと御臨席いただいておりますので、よろしく願いいたします。

(大塚内閣府副大臣) 皆様、大変熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございます。この熱い議論を聞いておりますと、いかに分権改革のニーズが高いか、強いかということに改めて感じました。

あわせまして、資料5について、必要なことは網羅的に書いてあるぞという認識ながら、私なりに総括しますと、生ぬるいという感触を多くの方はお持ちなのではないかなと。このペース、このめり張り感でやっていって、本当に必要なゴールに到達できるか不安だというお声だったのではないかと私なりに受け止めさせていただいたところでございます。

事務方のほうで書きぶりは、いろいろハレーションが起きては進むものも進まなくなるということにも配慮しながらトーン・アンド・マナーは書いてございます。私も準備の過程で、この書き方ではぬるいのではないのかと指摘しつつも、事務方からは、これは書き過ぎるとハレーションが起きるなどという話もあったことはあったわけでありましてけれども、やはり今日の議論を聞いておりますと、外に出すものとしてはもっとはつきりやっていくことが必要なのではないかとということも感じたところでございます。

個別の提案を受け付けていく提案募集方式も、各地方自治体で意識を持っていただくとか、いろいろな面もありますし、To the pointでニーズを吸収することができるわけでありまして、これはこれでしっかり進めていきたいと存じますが、背景にある、先ほど御指摘も大橋構成員からもありましたけれども、たしか大橋構成員だったと思いましたが、あと、伊藤構成員もおっしゃっていましたか。しっかりとその背景に何があるのかを突き詰めて考えないと、現象として出てきている一つ一つを潰していくだけでは、恐らく国と地方の関係という全体のシステムの問題は解決できないなと、こう思いました。

従うべき基準、参酌基準という話でいきますと、私は原則、参酌基準化なのだろうと思います。参酌基準でなく従うべき基準を定めなければならないときには、なぜ定めなければならないかを定める側がしっかりと合理的に説明できるのかを問うというぐらいでなければいけないと思いますし、現在既に定まっているものも、その基準で一旦全て見直しをかけることが必要なだろうと思っております。

言うまでもなく、人口動態もかなり地域ごとにまちまちになってきておりますし、新技術の展開などもございます。そういったことにも対応していくためにも、しっかりし

た基準があればあるほど、世の中の変化に対応できないということになるわけでございます。どれぐらい力強く各省庁にしっかりと見直しを図らせることができるかどうかということも含めて、原則参酌化ということ。本来守るべき、達成すべきゴールは何かということをはっきりさせるといこととセットになると思いますけれども、それをどう進めていくか検討していきたいと思っております。

計画についても、これは法をつくるときに、何か合理性がないと補助金を出さず説明がつかないということで、何となく計画をつくらせてしまうということもあるかと思えます。調査も似たようなことがあると思えますので、これもなぜ個別に必要なのか、従来ある計画ではなぜ変えられないのか、こういったことも含めてしっかりと見直しをしていく。少しやった感じを出すというだけではなくて、しっかりと見直していくということが必要だろうと思ったところでございます。

住民参加のところで、地方議会の活用も非常に重要だと思っております。私も見ておられます、地方議会によって、しっかりとその任に堪える議会もあれば、内輪のいろいろな勢力抗争に執心してしまうなど、任に堪えない議会もあろうかと思えます。こういったところも地域地域で個別性があると思えますので、それもその地域に合ったやり方ができるようにしていくべきかと、このように思えます。

それから、御提案のありました副大臣、政務官レベルとの地方との意見交換、これはしっかりとできるようにしていきたい、検討させていただきたいと思えます。それから、地元選出の国会議員もおられると思えますので、ぜひそういうところにしっかりと意見を打ち込んでいただければ、各議員、しっかりと政府に対して物を言うと思えますので、そちらもお願いできればなど、このように思っているところでございます。

大変多くのすばらしい御指摘をいただきましたので、全力でできるだけこなして採用していきたいと思えますので、今後ともどうぞ御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、予定の議事は全て終了いたしましたので、本日の合同会議をこれにて終了させていただきます。最後まで御熱心に御参加いただきましたことに、深く感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。